

令和4年9月22日

お客さま各位

大垣西濃信用金庫

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、令和4年11月4日（金）に電子交換所による交換決済が開始されることに伴い、下記のとおり、当座勘定規定、手形用法、小切手用法を改定させていただきます。

改定後の新规定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和4年11月4日（金）

2. 主な改定内容

- ① 電子交換所への移行に伴う改定
- ② 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う改定

新旧対照表は、以下のとおりです。

新旧対照表（下線部変更）

改定後	現 行
現行どおり	省 略
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p><u>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（2）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p><u>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものがあつた場合には、直ちに当金庫宛てに連絡してください。</u></p> <p><u>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（4）手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
現行どおり	省 略
<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手又は諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手又は諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>
現行どおり	省 略

新旧対照表（下線部変更）

改定後	現 行
<p style="text-align: center;">削 除</p> <p>第 29 条（保険事故発生時における預金者からの相殺） 現行どおり</p> <p>第 30 条（規定の変更） 現行どおり</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第 29 条（個人情報センターへの登録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（但し、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 (1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき (3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき</p> <p>第 30 条（保険事故発生時における預金者からの相殺） 省 略</p> <p>第 31 条（規定の変更） 省 略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し文字は使用せず、<u>楷書で丁寧</u>に記入してください。 (4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を</p>	<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★などの終止符号</u>を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、參、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を</p>

新旧対照表（下線部変更）

改定後	現 行
<p>使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>			<u>2</u>				<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>		
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>		<u>1,000</u>			<u>10,000</u>							
漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

※ 上記「約束手形用法」に準じて、「小切手用法」、「為替手形用法」も変更します。